

(第 10 条関係)

防府市議会懇談会報告書

令和 3 年 (2021 年) 9 月 13 日

防府市議会議長 様

防府市議会教育民生委員会

委員長 藤 村 こそえ

下記のとおり、防府市議会懇談会実施要項第 10 条第 1 項の規定により議会懇談会の結果を報告します。

記

会議のテーマ	防府市手話言語条例制定について
懇談会申込団体等	防府市聴覚障害者福祉会
懇談会開催日時	令和 3 年 8 月 28 日 (土) 10 時～11 時 30 分
懇談会開催場所	防府市議会棟 3 階 全員協議会室
申込団体等参加人数	6 人 (手話通訳者 2 名含む)
懇談会の結果概要	<p>1 申込団体代表によるテーマの趣旨説明の後、同団体と意見交換を行った。</p> <p>【趣旨説明】</p> <p>私たちろうあ者にとって手話は命であることを市民に理解していただきたく、数年前から手話言語条例の制定について要望してきた。</p> <p>昭和 20 年代、30 年代のろう学校の教育は口話中心であった。これは、手話が言語ではないという考え方であり、私たちは堂々と手話を使用することができず、隠れて手話を使っていた。そのような差別、人権侵害が今まで多くあった。</p> <p>手話は言語であるということの理解は現在でも広がっておらず、市民の認識は数%程度と考えており、我々としては、手話は言語であり権利であることの普及に向けて活動している。</p> <p>山口県や県内各市で手話言語条例の制定が広まっており、防府市でも今年度から手話言語等に関する条例検討委員会が開催されているが、その内容は手話言語条例ではなく情報・コミュニケーション条例の制定に向けたものとなっている。情報・コミュニケーションは手段であり、手話言語条例はろうあ者の生きる力や権利である。この二つは全く別のものである。私たちは情報・コミュニケーション条例とは別に手話言語条例を制定されることを強く要望するも</p>

(第10条関係)

懇談会の結果概要	<p>のである。</p> <p>【意見交換（委員からの質疑及び団体の答弁）】</p> <p>・手話言語と情報・コミュニケーションを一つの条例にまとめた場合の効果について、どのように考えているのか。</p> <p>→手話言語と情報・コミュニケーションを一つにした条例を制定した場合、手話はコミュニケーションの手段として理解されるため、手話言語の理解が進まず、条例の効果も見込めないと考えている。別々に条例が制定されることにより手話言語への理解が進み、情報・コミュニケーションの理解も円滑に進むと考える。</p> <p>・手話言語条例と情報・コミュニケーション条例を別々に定めるとした場合、どちらを先に制定すべきと考えるか。</p> <p>→コミュニケーションとしての手話の確立の面からも、情報・コミュニケーション条例は必要であり、手話言語と情報・コミュニケーションを分けて条例を制定されることを強く要望するが、どちらを先に制定されてもよいと考える。</p> <p>・同じろうあ者でも、情報コミュニケーション条例で良いとする意見もあるが、ろうあ者の総意はどのようになっているのか。</p> <p>→情報・コミュニケーション条例の制定のみでよいと考えている方もいると思われるが、私たち防府市聴覚障害者福祉会では、手話は言語であることの理解と、そのための条例の制定が必要と考えている。</p> <p>2 趣旨説明、意見交換を踏まえて、委員会としての今後の対応について協議した。</p> <p>【協議】</p> <p>この度は団体側の意見を聞いたが、執行部からも意見を聞く場を設け、今後の対応を検討する必要がある。</p>
今後の対応（案）	<p>今回の懇談会で伺った内容を踏まえ、市としての方向性等を確認するため、執行部から意見を聞く場を設け、その後の対応を協議、検討する。</p>